

## 平成 20 年 2 月ユネスコ／IUCN 現地調査報告書の勧告への対応について

環境省・森林管理局・北海道

平成 20 年 2 月に行われたユネスコ／IUCN 現地調査の報告書にある勧告については、以下のとおり対応していく。

**勧告 1：更なる保護の層を加える観点から、国際海事機関(IMO)と共に、遺産地域の海域について、特別敏感海域(PSSA)の指定について検討すること**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. 特別敏感海域（PSSA）とは、生態学的、社会・文化・経済的又は科学・教育的に重要性の認められる海域であって、国際海運事業による影響に対して脆弱になっている海域について、国際海事機関（IMO）における承認を得た上で、沿岸国が当該海域で船舶の排出規制や通航規制を行うことにより、その保護を図る制度である。
2. 知床世界遺産の海域について、現時点においては国際海運事業による影響は高くないと考えているが、周辺海域の船舶の通航状況の把握に努めながら、制度の活用の可能性について関係機関と連携して研究していく。

# 特別敏感海域（PSSA）について

## 1. 概要

- (1) 特別敏感海域（PSSA）は、①生態学的、社会・文化・経済的又は科学・教育的に重要性の認められる海域であって、②国際海運事業による影響に対して脆弱になっている海域
- (2) 特別敏感海域においては、IMO（国際海事機関）の管轄内で国際海運事業によるリスク低減のための対策の実施が可能

## 2. IMO の管轄内で実施する主な対策

- (1) 船舶に対する特別な排出規制
  - ・「特別海域の指定に関するガイドライン」に基づく対策（油の排出規制等を厳しくする海域の設定）
- (2) 船舶に対する航路指定と通報制度
  - ・ SOLAS 条約（海上における人命の安全のための国際条約）、「船舶の航路指定に関する一般条項」及び「船舶通報制度のガイドライン及び基準」に基づく対策

## 3. 特別敏感海域の IMO への申請手続き

- (1) 複数国の領海及び排他的経済水域にまたがる海域を特別敏感海域と申請する場合、北西ヨーロッパ海域（6カ国）、バルト海（8カ国）、ワデン海（3カ国）、グレートバリアリーフ（2カ国）は共同申請
- (2) 領土問題等に起因して関係国間で係争のある海域を単独国で申請する場合、IMO より係争相手国の了解が要求されることが通例。

## 4. 特別敏感海域の IMO の指定手続き

- (1) 加盟国が IMO の MEPC（海洋環境保護委員会）に対し、特別敏感海域の指定に関する提案書を提出
- (2) IMO の MEPC が加盟国から提出された提案書を検討し、評価
- (3) IMO の MSC（海洋安全委員会）の承認が必要な対策（船舶に対する航路指定、通報制度等）については MSC と MEPC との間で所用の調整を実施
- (4) 関係する委員会、総会の承認を得た後、MEPC がその海域を特別敏感海域に指定し、IMO が施行日を設定

**勧告2：管理計画は、海域管理計画に含まれているように、目的と管理戦略についてのみ概説するのではなく、活動内容、成果、客観的に検証することのできる指標を明確にした行動につながるものにすべきである。また、計画は様々な実行機関が分担する責任と役割を明確に示すとともに、計画実行のための時間枠を詳細に示すべきである**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. 現在、策定を進めている知床世界自然遺産地域管理計画（以下、遺産管理計画）は、長期的な期間を見据えて作成する遺産の管理の基本となる計画である。
2. 遺産管理計画には、これまでの取り組みの成果を踏まえた今後の活動内容、知床世界自然遺産地域を適切に管理していくための各種会議や関係機関の役割を記載していく。
3. また、現在科学委員会において知床世界自然遺産地域の価値が維持されているかを評価するために、モニタリングの仕組みについて議論しているところであり、その中で必要な指標についても合わせて議論しており、議論の結果を遺産管理計画に反映させていく。
4. 時間枠については、エゾシカの管理など、きめ細やかな対策が必要な事項について、適宜検討していく。
5. 遺産管理計画の策定後は、遺産管理計画の内容に沿って、毎年度行った事業や調査及びそれらの今後の予定についてとりまとめ、年度末の科学委員会、地域連絡会議にて遺産管理計画の執行状況をチェックしていく。
6. こうした取組により遺産地域の順応的管理を進めつつ、必要に応じて遺産管理計画の見直しを行う。

**勧告3：遺産の管理計画を見直し、包括的な遺産管理計画として完成させること。その中には、多利用型海域管理計画を含むその他の個別の計画を全て統合すべきである。この管理計画にはさらに、サケ科魚類、エゾシカ、スケトウダラ、トド、オオワシなどの指標種の管理など、全ての鍵となる管理事項とエコツーリズムについて記述されるべきである**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. 知床世界自然遺産候補地管理計画策定後、科学委員会が設置されるなど管理体制が整ってきたとともに、海域、河川、エゾシカ、エコツーリズム等の個別課題についての検討が進んだことを受け、これらの内容を含んだ包括的な遺産管理計画を策定する。
2. 遺産管理計画には指摘のあった点も含めて、陸域及び海域の生態系の保全、自然景観の保全、自然の適正な利用、調査研究・モニタリングについて適切に記載していく。

**勧告4：漁業資源の持続的な生産も含む、海洋の生物多様性の持続的な生産力を確保するための、海洋の生息地の範囲内での禁漁区を含めた地域に即した保全地域の特定や指定、取組を検討すること**

○作成機関：北海道

○対応方針：

1. 知床周辺海域においては、海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業に関する法規制並びに禁漁区、禁漁期の設定といった漁業者の自主的な管理などにより、生物多様性の持続的な生産力が確保されている。
2. 今後とも、海域管理計画に基づき、漁業者の知識と経験を活かしながら、関係機関等の密接な連携協力のもとに取組を進めるとともに、モニタリングを実施し、必要に応じて知床世界自然遺産地域科学委員会の助言を得ながら、知床の生物多様性の持続的な生産力の確保を図っていく。

**勧告5：資源利用の問題、特にスケトウダラの持続可能でない漁獲について、長期的な解決策を見つけるとともに、科学的な情報の定期的な交換のため、ロシア連邦との間で始められた協力を継続すること**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. 北方四島を含む日露の隣接地域は、海域、陸域ともに、魚類、海棲ほ乳類、海鳥・海ワシ類などの豊かな生態系を有している。この豊かな生態系を保全していくためには、これらの地域において、生態系の保全や持続可能な利用に関する分野の協力を進めることが重要である。  
また、世界遺産「知床」の生態系を適正に保全していくためにも、密接につながりのある隣接地域の生態系の状況を把握するとともに、これらの生態系が適正に保全されるよう、日露の協力を進めていく必要がある。
2. このような考えから、外相間で、日露の隣接地域における生態系の保全等に関する協力について検討するため専門家会合を開催することで一致。2008年5月及び6月に行われた専門家会合の結果、7月の北海道洞爺湖サミットの際の日露首脳会談までに、協力の具体的方向性を示した政府間協力プログラムがまとまった。  
今後、同プログラムの署名に向けた作業を進めるとともに、同プログラムに基づいて、政府間での既存の研究交流との連携を図りつつ、両国間で情報の共有を図るとともに、モニタリングや保全管理の手法等について協力を進めていく。

# 北方四島を含む日露の隣接地域における 生態系の保全及びその持続可能な利用に関する協力

## (概 要)

1. 2007年5月の麻生外務大臣（当時）訪露の際の日露外相会談において、北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全及び持続可能な利用に関する協力をを行うことについて検討するため、両国の専門家間で議論させることで一致。これを受け、日本側より、本件専門家会議を開催し、（イ）海洋環境の把握、（ロ）沿岸環境の保全、（ハ）海洋生態系の保全等について話し合いを開始することを提案し、双方で検討を進めていくことで一致。
2. 2007年10月23日の日露外相会談において、平和条約締結交渉進展のための環境整備にも資するものとして、また、北西太平洋地域における日露の重要な協力として、北方四島を含む日露の隣接地域、特にオホーツク海沿岸において生態系の保全等の分野において日露間で協力を進めることを確認。特に、環境問題が主たるテーマとなる北海道洞爺湖サミットまでに具体的な協力プログラムを作成できるよう、今後、作業していくことで一致。
3. 本年4月の高村外務大臣のロシア訪問の際の外相会談において、専門家会合を5月下旬に開催し、北海道洞爺湖サミットまでに協力の具体的な方向性を示した政府間協力プログラムを作成する作業を開始することで一致。これを受けて、本年5月20～21日、第1回専門家会合を東京で開催。同会合では、この分野における具体的な協力の方向性について両国の専門家間で議論が行われ、双方は、今回の議論を踏まえ、協力の方向性を示す政府間プログラムを作成するための作業を加速することで一致。
4. 第1回専門家会合の議論を踏まえ、6月24日及び25日にモスクワで第2回専門家会合を実施し、「協力プログラム」の内容を協議。その後、外交ルートを通じた調整を経て、テキストの内容につき原則的に合意した。現在、署名に向けた作業を進めているところ。

**勧告6：遺産地域内の持続的な保全のための適切な管理措置の実施と、遺産地域の海域の外側における外部の団体との協力的な措置によって、2つの指標種（スケトウダラとトド）の個体数の減少傾向という問題に取り組むこと**

○作成機関：北海道

○対応方針：

1. スケトウダラについては、漁業関係法令に基づく措置や漁業者・漁業団体等の自主的な取組みにより、適切な管理と持続的な利用を推進する。
2. トドについては、北海道全体の漁業被害の未然防止の取組みとして、定置網等の強化網共同利用や、被害の大半を占める刺し網漁業対策として、トド被害を防止できる強化刺し網の開発試験を行っているとともに、花火弾を利用したトドの追い払いを行っており、この追い払い効果の検証や効果的な追い払い手法を検討していく。
3. また、毎年、北海道連合海区漁業調整委員会の指示により、北海道全体の採捕数の制限のもとで管理が行われており、知床周辺海域においても、来遊状況や漁業被害の状況を踏まえ、トドの管理を行っていく。
4. 今後とも、海域管理計画に基づき、関係機関相互の密接な連携協力のもと、これらの取組みを継続していく。

**勧告7：遺産地域内におけるサケの自由な移動を推進する対策を継続・加速させるとともに、サケの遡上個体数を増加させること**

○作成機関：森林管理局

○対応方針：

1. 河川工作物ワーキンググループにおいては、河川工作物の影響評価手法を考案し、サケ科魚類の遡上に及ぼす影響等について検討し、改良の適否を総合的に評価したところである。すでに一部の河川工作物がこの評価に基づき各設置者により改良された。今後、河川工作物ワーキンググループでの検討等を踏まえ、残るすべての改良を行うことが適当とされた河川工作物について、各設置者により改良を実施し、サケ科魚類の遡上個体数の増加に努める。また、その改良効果を確認するため、改良後のモニタリングを実施する。

**勧告8：遺産地域内のサケ科魚類にとっての重要性に鑑み、モニタリングを進めつつ長期的視野の基に、ルシャ川の河川工作物の改良について、優先的に配慮すること**

○作成機関：北海道

○対応方針：

1. ルシャ川の河川工作物（治山ダム）2基については、2006年（平成18年度）に改良工事を実施済み。
2. 改良後のモニタリング結果では、河川工作物上流部における産卵床の数が増加しており、改良の効果が顕著に現れている。

3. 今後とも、2006年に実施した改良箇所について、サケ科魚類の遡上や産卵床についてモニタリング調査を行うなど、改良効果の確認に努めていく。

**勧告9：河川工作物の改良が、遺産地域内外のサケの個体群の移動に及ぼす影響に特に注意を払いながら、遺産地域内のモニタリング活動を継続・加速させること**

○作成機関：森林管理局

○対応方針：

1. 改良を行った河川工作物については、所管する各行政機関により、改良の効果の検証のため、引き続き遡上状況等のモニタリングを進める。

**勧告10：遺産地域内の自然植生に対するエゾシカによる食害が、許容可能なものか許容できないものかの限界点を明らかにすることが出来るような明確な指標を開発すべきである**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. 指摘のあった指標の開発について、知床半島エゾシカ保護管理計画に基づいてエゾシカWGにて検討していく。

**勧告11：知床半島エゾシカ管理計画と関連する実行計画の実施を継続すべきであるが、管理対策が、遺産地域のエゾシカの個体群、生物多様性、生態系に及ぼす影響を注意深く観察すべきである**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. エゾシカの適正な保護管理の推進のため、エゾシカ保護管理計画及びエゾシカWGの助言に基づき、植生、エゾシカ個体数などの調査を順応的、計画的かつ継続的に実施していく。

**勧告12：知床世界遺産地域内のエゾシカの管理と、北海道全体のエゾシカ管理とを注意深く調整すること**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. エゾシカWGの検討を踏まえ環境省において「知床半島エゾシカ保護管理計画」を策定しており、この計画は、北海道が策定している「北海道エゾシカ保護管理計画」の地域計画として位置づけられている。
2. 両計画は、共通の専門家が関わっているなど北海道、環境省が互いに調整を図りつつ策定したものであり、今後両計画に基づく保護管理施策の実施に当たっても密に連絡・調整を行っていく。

3. また、北海道との連携の重要性については、遺産管理計画に記載していく。

**勧告 13：遺産地域内における、エゾシカ個体群の管理手法（個体数調整）については、全て、注意深く、人道的な点から、また、慎重に実施されること**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. 個体数調整の方法については、オオカミの導入やメスジカの避妊処置なども含めエゾシカワーキングの中で議論を行ってきており、実現の可能性が低いこれらの方法については検討の初期の段階で選択肢から除外された。さらに、捕獲方法については、銃器やワナなどによる捕獲手法を用いた場合に想定される具体的な手順等についてエゾシカワーキンググループで検討し、動物福祉的な観点や実行性などを考慮して、銃器による捕獲を行うこととしている。
2. 個体数調整を含めた保護管理措置の実施にあたっては、適切にモニタリング・評価・検証しつつ慎重に行っており、今後とも科学的知見に基づきモニタリングを実施しつつ順応的に管理していく。

**勧告 14：遺産地域に関する、統合的なエコツーリズム戦略を出来る限り早急に策定すること。この戦略は、遺産地域の自然価値の保護、観光客の自然に基づく良質な体験の促進、地域経済の発展の促進を基本とすべき**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. 指摘のあった統合的なエコツーリズム戦略については、すでに両町の観光協会やガイド協議会を含む関係機関からなる知床エコツーリズム推進協議会が、指摘の内容を含む知床エコツーリズム推進計画（2005年6月）を策定している。
2. また、同協議会は知床エコツーリズム推進計画に基づいて知床エコツーリズム推進実施計画（2007年3月）、知床エコツーリズムガイドラインを策定し、知床の豊かで多様な自然環境と地域の産業・文化を活かした「知床型エコツーリズム」を推進している。
3. 現在策定を進めている遺産地域管理計画の中でも、こうした成果を位置づけていく。

**勧告 15：“適正な利用”と“エコツーリズム”に関連した現在の活動を継続するとともに、統合的な方法でこれらの事項に取り組むことを確保するため、包括的な一つのワーキンググループのもとに統合すること**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. 適正な利用の推進については、国立公園の管理責任を有する環境省が中心となって望

ましい保護と利用のあり方を検討するという立場から知床国立公園利用適正化検討会議において継続的な検討が進められている。一方、適正なエコツーリズムの推進については、エコツーリズム事業を推進する立場である観光事業者が主体になってエコツーリズム推進協議会において検討が進められている。

2. また、策定された知床エコツーリズムガイドラインについては、エコツーリズム推進計画に定められたとおり、利用適正化基本計画に基づいたガイドラインとなっており、利用適正化とエコツーリズムの推進は、相互に整合を図りつつ取組みが進められている。また、どちらの検討組織も、両町の観光協会、ガイド協議会等が参画することで連携の充実に努めている。
3. 今後とも、遺産管理計画の具体化等の中で、適正な利用とエコツーリズムの推進について総合的に取り組んでいく。

#### **勧告 16：知床のエコツーリズム戦略と、知床内の観光と経済的開発の地域戦略との間に密接に連携・統合を確保すること**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. エコツーリズム推進協議会により策定された知床エコツーリズム推進実施計画においては、地域における観光や経済の発展を前提としてエコツーリズムを推進することとしており、エコツーリズムの推進と地域の観光・経済の発展は、相互に連携を図りつつ総合的に取組みが進められている。
2. こうした地元関係者において行われている取組は調査団にも評価されているところであり、今後もこうした取組みが同様の方向性で自立的に推進されるよう努めていく。

#### **勧告 17：(a)モニタリング計画の開発と、(b)知床世界遺産の価値に対する気候変動の影響を最小限にとどめるための適応管理戦略とを含んだ知床の「気候変動戦略」を開発（策定）すること**

○作成機関：環境省

○対応方針：

1. 近年、世界遺産委員会において、気候変動が世界遺産に及ぼす影響について議論が行われている。
2. 我が国としても、第三次生物多様性国家戦略において地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制を構築することとされている。また、モニタリングサイト 1000 においても地球温暖化による生態系の変化を把握するための取組みが始まっており、全国的な調査も始まりつつある。
3. 知床においては、現在科学委員会において知床世界自然遺産地域の価値を維持していくために必要なモニタリングの仕組みを議論しているところであり、その中で気候変動

による知床世界自然遺産地域への影響の予兆を早期に把握できるモニタリングについても、全国的な調査などと連携しつつ検討していく。

4. 知床世界自然遺産地域に対する気候変動の影響への対応については、世界遺産委員会での気候変動の影響に係る議論や知床におけるモニタリングの結果を踏まえつつ、どのような対応が可能であるか研究していく。
5. また、気候変動のモニタリングの必要性などを遺産管理計画に記載していく。